

千葉市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画に係る令和3年度に実施した主な取組み(概要版)

◎「新」は新規、「拡」は拡充を行った取組み

基本方針	計画事業名	主な取り組み
(基本方針1)		
1人ひとりがごみを出さないライフスタイル・ビジネススタイルの確立による、2R(リデュース・リユース)を目指します。		
1 ごみ減量のための「ちばルール」の普及・拡大	(拡)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「ちばルール」行動協定に関する実施要綱を改正し、協定締結の対象を拡大【※新たに製造業者を対象に追加】(新規締結:2事業者、計51事業者)
2 3R教育・学習の推進及びごみ処理に関する情報の共有化		<ul style="list-style-type: none"> ○ 「ごみ分別スクール」の実施(市立小学校:107校、対象児童数:7,686人) ○ 「へらそうくんルーム」の実施(市内保育園(所)・幼稚園:10か所、対象児童数:388人) (新) ○ 高校生以上の学生向けのワークショップを開催【※実施方法:zoom】(「海洋プラスチックごみ削減ワークショップ」:参加者数:16人、「食品ロス削減ワークショップ」:参加者数:21人) ○ ごみ減量講習会(2回)、市政出前講座(4回)の実施
3 発生抑制(リデュース)・再使用(リユース)の促進		<ul style="list-style-type: none"> ○ 各種イベント等で啓発品(マイボトル、マイバッグ等)を配布 ○ フリマアプリ講習会(3回)の実施
5 生ごみの発生抑制の推進	(拡)	<ul style="list-style-type: none"> ○ ミニ・キエーロサポーター事業の実施(小学生世帯:50世帯、その他世帯:25世帯) ○ 生ごみ減量処理機等の補助金交付(生ごみ減量処理機:372基、生ごみ肥料化容器:239基) (拡) ○ 市役所本庁舎にてフードドライブを実施し、手つかず食品を回収(回収量:868kg) ○ 市関連施設のレストラン及び「ちばルール」行動協定店内のフードコートにおいて食べきりキャンペーンを実施
8 不法投棄の防止		<ul style="list-style-type: none"> ○ 不法投棄等防止監視業務委託(定点監視)の実施(延べ450か所) ○ 各環境事業所において不法投棄防止監視カメラ等を貸与(延べ33団体)
(基本方針2)		
再生利用率を高めるための効果的な再資源化施策と、市民・地域・事業者との協働や地域活動への支援により、さらなる焼却ごみ量の削減を目指します。		
10 市民・事業者との協働による再資源化の推進・支援	(拡)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 廉食油回収拠点の拡充(1か所拡充、44か所)
11 ごみ排出ルールの遵守・指導徹底	(拡)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 外国語版「ごみの出し方一覧表」の作成(※従来の英語、中国語、韓国語、スペイン語、ベトナム語に加えて、タガログ語版を作成) ○ ごみステーションにおける早朝啓発及び自治会との合同パトロールの実施
12 事業所ごみの排出管理・指導の徹底		<ul style="list-style-type: none"> ○ 再利用対象品目が追加された減量計画書を活用し、立入調査時により個別具体的な発生抑制、再資源化促進及び分別排出指導を実施 ○ 事業系一般廃棄物多量排出事業者に対して、立入調査時に廃棄物の減量・資源化及び適正処理に係る指導又は啓発を実施(31事業者) ○ 不適正排出が確認された事業者に対して指導(24事業者)
13 多様な排出機会の提供と動機づけによる古紙等の再資源化の推進		<ul style="list-style-type: none"> ○ 集団回収奨励補助金の交付(603団体、19,480,890円) (新) ○ 各種お問い合わせに24時間365日AIが答える「千葉市家庭ごみチャットボット」の運用を開始(令和3年7月より)
14 剪定枝等の再資源化の推進		<ul style="list-style-type: none"> ○ 家庭系剪定枝等の資源収集を実施(収集量:6,290トン)
15 生ごみの再資源化の推進	(拡)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 納食残渣再資源化モデル事業について、新たに花見川区1校・美浜区1校をモデル事業実施校に選定し、事業を実施(計6校)
16 清掃工場における事業系ごみの搬入物検査の実施		<ul style="list-style-type: none"> ○ 搬入物検査の実施(検査台数:13,782台、排出事業者等指導件数:0件 ※訪問指導が必要となるような違反は認められず)
(基本方針3)		
低炭素・資源循環へ貢献する、経済・効率性と安定・継続性に優れた、強靭なごみ処理システムの構築を目指します。		
21 焼却残渣の再生利用の推進		<ul style="list-style-type: none"> ○ 新港清掃工場の灰溶融設備において溶融スラグの生成による再資源化(5,949t)を行い、生産量の一部をアスファルト骨材として再利用(3,575t)
24 安定的・効率的な処理体制を目指した清掃工場の計画・整備		<ul style="list-style-type: none"> ○ 新清掃工場建設工事(解体)の着手、環境影響評価事後調査の実施
26 安定的・効率的な処理体制を目指した最終処分場の計画・整備		<ul style="list-style-type: none"> ○ 最終処分場の延命化のため、清掃施設で発生した主灰・破碎残渣について、民間処理施設を活用した処理を実施(可燃残渣:6,568t、不燃残渣:2,976t、焼却主灰:1,996t)